

第 編 計画の骨子

【第1章、第2章】

ここでは、子どもをはぐくもうとする人や、すべての子どもや子育て家庭に対して、子どもの成長に応じて、地域や学校等が支えるしくみを確立し、子どもたちが、自分の将来の見通しをもち、自立した社会人となるよう育てるための施策について示しています。

また、医療や保健、食育など、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、家庭や地域の養（教）育力を向上させ、きめ細かな支援を行うための施策や、子育て家庭に対する経済的な支援などを掲げています。

【第3章】

現在、少子化や子育ての課題に関し、働き方の見直しが注目されています。

結婚・出産・子育てと仕事が二者択一となり、結婚や出産をためらう人が増えています。また、仕事優先になり、保護者が十分子どもと向き合えないことで、子どもの育ちへの影響が懸念されています。

このため、仕事と生活の調和を図る取組が重要となっていることから、第3章では、仕事と子育てが両立できるしくみを整えるとともに、企業における働き方の見直しの推進について述べています。

【第4章】

社会的な問題ともなっている児童虐待やいじめ・不登校、障害のある子ども、ひとり親家庭などに対するきめ細かな支援が求められています。第4章では、それぞれの子どもや子育て家庭等の状況に応じ、専門機関や地域における支援体制の充実について示しています。

【第5章】

近年、子どもの周りには、インターネット等を通じ、危険な情報があふれています。また、住宅や道路、公園などの生活環境や、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題もあります。

このため、第5章では、子どもの健やかな育ちを支えるため、有害環境を浄化し、生活環境整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりのための取組について述べています。

【第6章】

社会の宝である子どもは、家庭だけでなく、地域全体ではぐくんでいかなければなりません。

「誰かが、」ではなく、「自分が、」子どもと子育て家庭を支えるという取組が必要です。

そのため、第6章では、「ココロねっこ運動」への取組や「家庭の日」の取組の推進について掲げ、県民総ぐるみの子育て支援の実現をめざしていきます。